

～受注者の皆様へ～

下請業者（労働者性のない個人事業主含む）がいる場合、下請業者に対し労働報酬下限額についての説明及び下請業者分の書類の取りまとめが必要になります。

1 下請業者への説明について

下請業者への説明は別添の「～下請契約締結前にお読みください～」（以下「資料」という。）を活用してください。資料のデータをお渡ししますので、下請業者へ説明する際は、対象案件に応じて、資料1ページ「3 労働状況台帳の提出について」及び2ページのフロー図内にて「提出対象月」となっている箇所を具体的な提出対象月に修正して使用してください。

例）説明資料2ページの場合

修正前

提出対象月に従事した貴社の労働者（役員等、監理技術者、主任技術者を除く）はいますか？



実際の提出対象月に修正

令和7年10月及び令和8年2月に従事した貴社の労働者（役員等、監理技術者、主任技術者を除く）はいますか？

2 提出書類の取りまとめについて

(1) 提出書類の厳封について

労働状況台帳は報酬の額が記載されたものであるため、受注者等に金額を見られない場合、厳封して提出することを可としています。厳封して出された労働状況台帳については、開封せず、そのまま発注者へ提出してください。

(2) 取りまとめ方法について

下請業者分の提出書類の取りまとめ方法（受注者へ直接提出する方法、三次下請が二次下請に提出するような直接契約している相手方へ提出する方法等）は指定ませんが、受注者の責任で取りまとめの上、提出対象月の翌々月の末日までに発注者に提出してください。

(3) 提出前の確認

発注者へ提出する前に労働報酬下限額関係書類取りまとめ確認表で、提出書類に不足が無いことを確認してください。